

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 2 対象事業の名称及び種類
- 3 対象事業の内容の概略
- 4 環境に及ぼす影響の評価の結論
- 5 調査計画書の修正の経過及びその内容の概要

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 : 東京二十三区清掃一部事務組合
 代表者 : 管理者 山崎 孝明
 所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号

2 対象事業の名称及び種類

事業の名称 : 中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業
 事業の種類 : 廃棄物処理施設の設置

3 対象事業の内容の概略

中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業（以下「本事業」という。）は、中央防波堤内側埋立地内東京都江東区海の森二丁目に位置し、現在不燃ごみを処理している中防不燃ごみ処理センターの第二プラントの隣に、不燃ごみと粗大ごみを併せて処理する中防不燃・粗大ごみ処理施設を新たに整備するものである。

対象事業の概略は、表 3-1 に示すとおりである。

表 3-1 対象事業内容の概略

| | |
|--------------------|--|
| 所在地 | 東京都江東区海の森二丁目 4 番 79 号 |
| 対象事業の区域の面積 | 約 85,700m ² |
| 工事着工年度 | 令和 4 年度（予定） |
| 工事完了年度 | 令和 9 年度（施設稼働は令和 8 年度）（予定） |
| 処理能力 ^{注)} | 不燃ごみ、粗大ごみ 1,247 トン/日 [本破碎機 : 840 トン/日 (35 トン/時間×2 系統) 前処理設備 : 407 トン/日 (33.9 トン/時間)] |
| 建築物の概要 | 受入ヤード(第一プラント側) 鉄骨造 高さ : 約 22m 受入ヤード(第二プラント側) 鉄骨造 高さ : 約 17m 破碎設備棟 鉄筋コンクリート造 高さ : 約 16m 選別・搬出設備棟 鉄骨造(一部鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造) 高さ : 約 28m |

注) 原則 6 時間運転とするが、繁忙期など搬入量が多い時期や、点検等で 1 系統が停止した場合などは、最大 12 時間/日運転とするため、処理能力は 2 系統 12 時間/日運転の能力となる。

4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響については、事業の内容及び対象事業の区域とその周辺地域の概況を考慮の上、環境影響評価項目を選定し、現況調査を実施して予測、評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 4-1(1)～表 4-1(6)に示すとおりである。

表 4-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

| 環境影響 評価項目 | 評価の結論 |
|--------------|--|
| 大気汚染 | <p><工事の施行中></p> <p>【建設機械の稼働に伴う排出ガス】</p> <p>予測結果は、最大濃度を示す地点において、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の評価の指標^{注1)}とした「環境基本法」に基づく環境基準を下回る。寄与率は浮遊粒子状物質が4.0%、二酸化窒素が12.4%である。</p> <p>なお、工事の実施に際しては、排出ガス対策型建設機械を使用する等の環境保全のための措置を徹底することにより、大気質への影響の低減に努める。</p> <p>したがって、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.038mg/m³ [評価の指標^{注1)} 0.10mg/m³] ・二酸化窒素 98%値 0.045ppm [評価の指標^{注1)} 0.04～0.06ppm^{注2)}] <p>【工事用車両の走行に伴う排出ガス】</p> <p>予測結果は、工事用車両走行ルート¹の道路端(4地点)において、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の評価の指標^{注1)}とした「環境基本法」に基づく環境基準を下回る。寄与率は浮遊粒子状物質が0.01%未満、二酸化窒素が0.01～0.04%である。</p> <p>したがって、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.047mg/m³ [評価の指標^{注1)} 0.10mg/m³] ・二酸化窒素 98%値 0.040ppm [評価の指標^{注1)} 0.04～0.06ppm^{注2)}] <p><工事の完了後></p> <p>【ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガス】</p> <p>予測結果は、ごみ収集車両等走行ルート¹の道路端(4地点)において、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の評価の指標^{注1)}とした「環境基本法」に基づく環境基準を下回る。寄与率は浮遊粒子状物質が0.01%未満、二酸化窒素が0.02～0.12%である。</p> <p>したがって、ごみ収集車両等の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.047mg/m³ [評価の指標^{注1)} 0.10mg/m³] ・二酸化窒素 98%値 0.040ppm [評価の指標^{注1)} 0.04～0.06ppm^{注2)}] |
| 悪臭 | <p><工事の完了後></p> <p>【施設の稼働に伴う臭気(敷地境界等)】</p> <p>予測結果は、敷地境界等において、臭気指数10未満であり、評価の指標とした「悪臭防止法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「東京都環境確保条例」という。)に定める規制基準(臭気指数10)を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <p>なお、対象事業の区域を含む中央防波堤内側埋立地は令和元年に江東区の帰属となり、令和2年6月25日からは「江東区海の森」として住居表示されたことから、今後、用途地域の指定がされる可能性がある。現在、用途地域の指定がなく、住居系地域が該当する規制基準であるが、事後調査において、新たに指定された場合は、それらの用途地域及び規制基準に基づき、状況確認を実施する。</p> |

注1) 予測地点及びその周辺地域は、「環境基本法」に基づく環境基準が適用されない地域に位置しているため、環境基準は適用されないが、評価の指標としては環境基準を準用した。
 注2) 日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下

表 4-1 (2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

| 環境影響 評価項目 | 評価の結論 |
|--------------|--|
| 騒音・振動 | <p>＜工事の施行中＞</p> <p>【建設機械の稼働に伴う騒音】 予測結果は、計画地境界西側で最大72dBとなり、評価の指標^{注1)}とした「騒音規制法」に定める規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める勧告基準を下回る。 さらに、低騒音型の建設機械や工法を採用し、点検及び整備を行って良好な状態で使用するよう努め、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。 解体・土工・く体・プラント 72dB（計画地境界西側） [評価の指標^{注1)} 85dB^{注2)} [評価の指標^{注1)} 80dB^{注3)}</p> <p>【建設機械の稼働に伴う振動】 予測結果は、計画地境界西側で最大70dBとなり、評価の指標^{注1)}とした「振動規制法」に定める規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める勧告基準を超過しない。 さらに、低振動型の建設機械や工法を採用し、点検及び整備を行って良好な状態で使用するよう努め、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。 解体・土工・く体・プラント 70dB（計画地境界西側） [評価の指標^{注1)} 75dB^{注4)} [評価の指標^{注1)} 70dB^{注5)}</p> <p>【工事用車両の走行に伴う騒音】 予測結果は、工事用車両走行ルート of 道路端（4地点）の1地点のみ評価の指標^{注6)}とした「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準（65～70dB）を下回る。3地点で環境基準を上回るが、現況調査結果に対する騒音レベルの増加分は0.1dB未満であり、現況と同程度と予測される。 工事の実施に当たっては、工事用車両の走行ルートの限定、安全走行等により騒音の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う騒音の影響は小さいと考える。 昼間 68～74dB [評価の指標^{注6)} 65～70dB]</p> <p>【工事用車両の走行に伴う振動】 予測結果は、工事用車両走行ルート of 道路端（4地点）において、全ての地点で評価の指標^{注7)}とした「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準を下回る。 工事の実施に当たっては、工事用車両の走行ルートの限定、安全走行等により振動の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う振動の影響は小さいと考える。 昼間 47～57dB [評価の指標^{注7)} 65dB] 夜間 44～53dB [評価の指標^{注7)} 60dB]</p> |

注 1) 予測地点及びその周辺地域は、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準の適用除外区域に位置しているため、規制基準が適用されないが、評価の指標としてはそれらの基準を準用した。

注 2) 「騒音規制法」に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準を示す。

注 3) 「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る騒音の勧告基準を示す。

注 4) 「振動規制法」に定める特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準を示す。

注 5) 「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る振動の勧告基準を示す。

注 6) 予測地点及びその周辺地域は、「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準が適用されないが、評価の指標としては環境基準を準用した。

注 7) 一部の予測地点及びその周辺地域は、「東京都環境確保条例」に定める規制基準の適用除外区域に位置しているため、規制基準が適用されないが、評価の指標としては規制基準を準用した。

表 4-1 (3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

| 環境影響 評価項目 | 評価の結論 |
|--------------|--|
| 騒音・振動 | <p>＜工事の完了後＞</p> <p>【施設の稼働に伴う騒音】</p> <p>予測結果は、計画地境界西側を除く全ての地点において評価の指標^{注)}とした「東京都環境確保条例」に定める規制基準を超過しない。計画地境界西側の予測結果は50dB（昼間、夕）であり、評価の指標とした夕の時間区分は規制基準を超過する。ただし、計画地境界西側は中防処理施設の敷地内に位置していることから、「東京都環境確保条例」に規定される敷地境界に該当しないため、規制基準は適用されない。また、中防処理施設の敷地境界上では、規制基準を下回る。</p> <p>計画地周辺は、おもに倉庫・運輸関係施設及び専用工場等がみられる地域であり、住居等がないが、設備機器は原則屋内に設置し、必要に応じて周囲の壁に吸音材を取り付ける等の騒音対策を講じることから、施設の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。</p> <p>なお、対象事業の区域を含む中央防波堤内側埋立地は令和元年に江東区の帰属となり、令和2年6月25日から「江東区海の森」として住居表示されたことから、今後、用途地域の指定がされる可能性がある。現在、用途地域の指定がなく、住居系地域が該当する規制基準であるが、事後調査において、新たに指定された場合は、それらの用途地域及び規制基準に基づき、状況確認を実施する。</p> <p>昼間 50dB（計画地境界西側）[評価の指標^{注)} 50dB] 夕 50dB（計画地境界西側）[評価の指標^{注)} 45dB]</p> <p>【施設の稼働に伴う振動】</p> <p>予測結果は、計画地境界西側を除く全ての地点において評価の指標^{注)}とした「東京都環境確保条例」に定める規制基準を超過しない。計画地境界西側の予測結果は65dB（昼間、夜間）であり、評価の指標とした夜間の時間区分は規制基準を超過する。ただし、計画地境界西側は中防処理施設の敷地内に位置していることから、「東京都環境確保条例」に規定される敷地境界に該当しないため、規制基準は適用されない。また、中防処理施設の敷地境界上では、規制基準を下回る。</p> <p>計画地周辺は、おもに倉庫・運輸関係施設及び専用工場等がみられる地域であり、住居等がないが、振動の発生するおそれのある設備機器には、防振ゴムを取り付ける等の振動対策を行うことから、施設の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。</p> <p>なお、対象事業の区域を含む中央防波堤内側埋立地は令和元年に江東区の帰属となり、令和2年6月25日から「江東区海の森」として住居表示されたことから、今後、用途地域の指定がされる可能性がある。現在、用途地域の指定がなく、住居系地域が該当する規制基準であるが、事後調査において、新たに指定された場合は、それらの用途地域及び規制基準に基づき、状況確認を実施する。</p> <p>昼間 65dB（計画地境界西側）[評価の指標^{注)} 60dB] 夜間 65dB（計画地境界西側）[評価の指標^{注)} 55dB]</p> <p>【施設の稼働に伴う低周波音】</p> <p>施設稼働時のG特性音圧レベルの予測結果は、78～89dBであり、評価の指標とした「心身に係る苦情に関する参照値」を下回る。また、施設稼働時のF特性音圧レベルの予測結果は、敷地境界東側（地点2）の8Hzを除き、評価の指標とした「物的苦情に関する参照値」を下回る。</p> <p>敷地境界東側（地点2）ではF特性音圧レベルが評価の指標を上回るが、対象事業の区域周辺は工場等が立地する地域であり、住居等がない。加えて、設備機器の適正な運転管理や最新の設備の導入を図ることで低周波音の発生を防ぐため、施設の稼働に伴う低周波音の影響は最小限に抑えられると考える。</p> |

注) 予測地点（計画地境界西側を除く）は、「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に係る騒音・振動の規制基準が適用されるため、その規制基準を評価の指標とした。

表 4-1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

| 環境影響 評価項目 | 評価の結論 |
|--------------|---|
| 騒音・振動 | <p><工事の完了後></p> <p>【ごみ収集車両等の走行に伴う騒音】 予測結果は、ごみ収集車両等走行ルートの道路端（4地点）のうち1地点で評価の指標^{注1)}とした「環境基本法」に基づく環境基準を下回る。3地点で環境基準を上回るが、現況調査結果に対する騒音レベルの増加分は0.1dB未満であり、現況と同程度と予測される。 ごみ収集車両等の走行に当たっては、周辺環境に配慮するよう速度厳守の注意喚起を行うなど騒音の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う騒音の影響は小さいと考える。 昼間 68～74dB [評価の指標^{注1)} 65～70dB]</p> <p>【ごみ収集車両等の走行に伴う振動】 予測結果は、ごみ収集車両等走行ルートの道路端（4地点）において、全ての地点で評価の指標^{注2)}とした「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準を下回る。 ごみ収集車両等の走行に当たっては、周辺環境に配慮するよう速度厳守の注意喚起を行うなど振動の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う振動の影響は小さいと考える。 昼間 48～57dB [評価の指標^{注2)} 65dB]</p> |
| 土壌汚染 | <p><工事の施行中></p> <p>【土壌中の有害物質等の濃度】 中防不燃ごみ処理センターの稼働中において、対象事業の区域内（65地点）の現況調査を行った範囲では、溶出量試験においてふっ素が1地点、含有量試験において鉛が2地点、「東京都環境確保条例」に定める汚染土壌処理基準（ふっ素（溶出量試験）：0.8mg/L以下、鉛（含有量試験）：150mg/L以下）を超過した。 現在、施設は稼働中であり、中防不燃ごみ処理センター第一プラントの解体の際には、関係法令に基づき、工事区域内の土壌について汚染状況調査を実施し、汚染状況を把握するとともに、適切な拡散防止対策を実施する。 したがって、有害物質等が流出するおそれはない。</p> <p>【地下水への溶出の可能性の有無】 対象事業の区域内（4地点）の現況調査を行った結果、地下水中の有害物質の濃度は、砒素が1地点、ふっ素が1地点、「環境基本法」に基づく環境基準（砒素：0.01mg/L以下、ふっ素：0.8mg/L以下）を超過した。 砒素とふっ素については、地殻中や海中にも幅広く存在しているため、中防不燃ごみ処理センターの土壌汚染に由来する環境基準超過ではないと考える。 また、工事の実施が地下水汚染を引き起こすことはなく、有害物質等が地下水へ溶出することはないと考える。</p> <p>【汚染土壌の量】 現在、中防不燃ごみ処理センターは稼働中であり、中防不燃ごみ処理センター第一プラントの解体の際には、関係法令に基づき、工事区域内の土壌について汚染状況調査を実施し、汚染状況を把握し、その結果を用いて、汚染土壌の量を把握する。</p> |

注1) 予測地点及びその周辺地域は、「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準が適用されないが、評価の指標としては環境基準を準用した。

注2) 一部の予測地点及びその周辺地域は、「東京都環境確保条例」に定める規制基準の適用除外区域に位置しているため、規制基準が適用されないが、評価の指標としては規制基準を準用した。

表 4-1 (5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

| 環境影響 評価項目 | 評価の結論 |
|--------------|---|
| 土壌汚染 | <p>＜工事の施行中＞</p> <p>【新たな土地への拡散の可能性の有無】</p> <p>現在、中防不燃ごみ処理センターは稼働中であり、中防不燃ごみ処理センター第一プラントの解体の際には、関係法令に基づき、工事区域内の土壌について汚染状況調査を実施し、汚染状況を把握するとともに、適切な拡散防止対策を実施する。</p> <p>また、本事業に伴い発生する建設発生土を対象事業の区域外へ搬出する場合は、「東京都建設発生土再利用センター」等の受入施設の基準に適合していることを確認し、適切に処理する。受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき、適切に処理する。このことから、新たな土地への拡散の可能性は低いと予測する。</p> <p>したがって、新たな地域に土壌汚染を拡散させることはなく、評価の指標を満足すると考える。</p> |
| 景観 | <p>＜工事の完了後＞</p> <p>【主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>本事業は、対象事業の区域にある受入貯留ヤード及び中防不燃ごみ処理センター第一プラントの跡地において、新たに中防不燃・粗大ごみ処理施設を整備するものであり、建築物の建築等における配置、形態・意匠・色彩及び緑化について可能な限り配慮することから、本事業の実施による景観構成要素の改変はなく、地域景観の特性に変化はない。</p> <p>したがって、評価の指標を満足すると考える。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>本事業は、対象事業の区域にある受入貯留ヤード及び中防不燃ごみ処理センター第一プラントの跡地において、中防不燃・粗大ごみ処理施設を整備するものであり、基本的な景観構成要素の変化はなく、色彩や形状に当たっては江東区景観計画に定める景観形成基準に基づいた外観意匠とする。さらに、構内緑化のほか、中防不燃・粗大ごみ処理施設の屋上緑化等を行うことにより良好な景観を形成し、周辺景観と調和のとれた景観を創出することで、眺望に大きな変化を及ぼさないと考える。</p> |
| 廃棄物 | <p>＜工事の施行中＞</p> <p>【廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法】</p> <p>解体工事及び中防不燃・粗大ごみ処理施設の建設に伴い発生する建設廃棄物は、計画段階から発生抑制に努めることで約 4.8 万 t と予測される。また、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、「東京都建設リサイクル推進計画」の再資源化率等の全体の目標値を満足する。</p> <p>また、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認するほか、特別管理廃棄物が確認された場合は関係法令に基づいて適正に処理・処分する。また、不燃物として最終処分していた可燃性の処理残さのうち、可燃性のある約半量（約 2 万 t）は当組合が管理している清掃工場で焼却処理することにし、最終処分量の削減を図っていく。</p> <p>したがって、廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考ええる。</p> |

表 4-1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

| 環境影響 評価項目 | 評価の結論 |
|--------------|---|
| 廃棄物 | <p><工事の施行中></p> <p>【建設発生土の排出量、再利用率及び処理・処分方法】</p> <p>中防不燃・粗大ごみ処理施設の建設に伴い発生する建設発生土は約 3.4 万 m³である。掘削土のうち、一部は埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、搬出する。</p> <p>ただし、受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき、適切に処分する。</p> <p>したがって、建設発生土の排出量、再利用率及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考えます。</p> <p><工事の完了後></p> <p>【廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法】</p> <p>施設稼働時の埋立量（不燃物及び脱水汚泥）は約 1.8 万 t/年、資源物の回収量は、鉄 1.7 万 t/年、アルミ 0.2 万 t/年であり、再資源化率は約 86%である。</p> <p>中防不燃・粗大ごみ処理施設稼働時では、鉄、アルミの回収率を上げることにより、資源物の回収量を増やすとともに、不燃物の選別精度の向上等によって埋立処分量の削減に努める。また、中防不燃・粗大ごみ処理施設から排出される不燃物については、引き続き工事の施行中における中防不燃ごみ処理センターから排出される不燃物と同様の処理を行い、最終処分量の削減を図っていく。</p> <p>したがって、廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考えます。</p> |
| 温室効果 ガス | <p><工事の完了後></p> <p>【温室効果ガスの排出量及びそれらの削減の程度】</p> <p>中防不燃・粗大ごみ処理施設では、電力、都市ガスの使用によって、約 6,654t-CO₂/年の温室効果ガスを排出すると予測するが、太陽光発電によって約 23t-CO₂/年の温室効果ガスの削減が見込まれ、総排出量は約 6,631t-CO₂/年と予測する。</p> <p>本事業では、エネルギーの有効利用として、太陽光等の再生可能エネルギーを積極的に活用する。また、屋上及び壁面の緑化による建物の断熱化や LED 照明導入によるエネルギー使用量削減を図る。さらに、当組合が管理する清掃工場でごみ発電した CO₂ 排出係数の低い余剰電力の一部を、中防不燃・粗大ごみ処理施設へ送電（自己託送）して使用する。</p> <p>したがって、本事業による温室効果ガスの排出量は、可能な限り削減でき、評価の指標を満足すると考える。</p> |

5 調査計画書の修正の経過及びその内容の概要

調査計画書の修正内容の概要は、表 5-1(1)及び表 5-1(2)に示すとおりである。調査計画書に対する知事の審査意見及び周知地域区長の意見を勘案するとともに、事業計画の具体化に伴い調査計画書の一部を修正した。

なお、「評価書案」とは、本事業における「環境影響評価書案」をいう。

表 5-1(1) 調査計画書の修正内容の概要

| 修正箇所 | 修正事項 | 修正内容及び修正理由 | 記載ページ | |
|-----------------------------|--------------------------------------|---|-------|--------|
| | | | 調査計画書 | 評価書案 |
| 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地 | 代表者の氏名 | 代表者が代わったため、代表者の氏名を変更した。 | p. 1 | p. 1 |
| 3 対象事業の内容の概略 | 対象事業の内容の概略 | 対象事業の所在地を変更した。 | p. 1 | p. 1 |
| 4 [6] 対象事業の目的及び内容 | | | | |
| 4.2.2[6.2.2] 計画の内容 | 4.2.2.2[6.2.2.2] (1)設備概要 | 「表 4-3[表 6.2-3(1)]設備概要」の中防不燃・粗大ごみ処理施設の処理時間を6時間から12時間に変更し、注釈を追記した。 | p. 17 | p. 28 |
| | 4.2.2.3[6.2.2.3] エネルギー計画 | 具体的な計画内容を追記した。 | p. 21 | p. 32 |
| | 4.2.2.5[6.2.2.5] 緑化計画 | 遵守する基準について、「江東区みどりの条例」を追記した。また、具体的な計画緑化面積等を追記した。 | p. 22 | p. 33～ |
| 4.3.2[6.3.2] 供用計画 | (1)運搬計画 オ 時間帯別ごみ搬入車両、資源・ごみ等搬出車両台数 | ごみ搬入車両、資源・ごみ等搬出車両の日最大台数の時間帯別台数を追記した。 | p. 29 | p. 41 |
| | (3)計画地周辺道路の将来交通量 | 交通量の調査結果を基に、現況交通量、将来交通量を追記した。 | - | p. 45～ |
| 5[6.5] 事業計画の策定に至った経緯 | 事業計画の策定に至った経緯 | 地域住民との取組について追記した。 | p. 33 | p. 58 |

注) 表中の修正箇所・修正事項における項目番号については、中括弧無しが調査計画書、中括弧有りが評価書案のものとした。

表 5-1(2) 調査計画書の修正内容の概要

| 修正箇所 | 修正事項 | 修正内容及び修正理由 | 記載ページ | |
|------------------------------------|---|--|-----------|----------|
| | | | 調査 計画書 | 評価書 案 |
| 7 [7]環境影響評価の項目 | | | | |
| 7.2.2[7.2.2] 選定しなかった理由 | 7.2.2.10[7.2.2.10] 自然との触れ合い活動 の場 | 海の森公園及び海の森水上競 技場に関する記載を修正した。 | p. 141 | p. 67～ |
| 8 調査等の方法 [8]環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価 | | | | |
| 8.2.2[8.2] 悪臭 | 8.2.2.3 予測及び評価の 方法 [8.2.4]評価 8.2.4.1 評 価の指標 | 対象事業の区域は江東区に帰 属が決定したため、江東区及び 東京都が定める悪臭の規制基準 を評価指標とした。 | p. 153 | p. 151 |
| 8.2.3[8.3] 騒音・振動 | 8.2.3.3 予測及び評価の 方法 [8.3.4]評価 8.3.4.1 評 価の指標 (2)工事の完 了後 ア施設の稼働に伴 う騒音・振動 | 対象事業の区域は江東区に帰 属が決定したため、江東区及び 東京都が定める騒音・振動に係 る規制基準、勧告基準を評価指 標とした。 | p. 159 | p. 224 |
| 8.2.5[8.5] 景観 | 8.2.5.3 予測及び評価の 方法 [8.5.4]評価 8.5.4.1 評 価の指標 | 対象事業の区域は江東区に帰 属が決定したため、江東区が定 める景観形成の目標、方針及び 基準を評価指標とした。 | p. 167 | p. 278 |
| 8.2.6[8.6] 廃棄物 | 8.2.6.3 予測及び評価の 方法 [8.6.4]評価 8.6.4.1 評 価の指標 | 対象事業の区域は江東区に帰 属が決定したため、江東区及び 東京都が定める廃棄物に係る事 業者の責務を評価指標とした。 | p. 169 | p. 300 |

注) 表中の修正箇所・修正事項における項目番号については、中括弧無しが調査計画書、中括弧有りが評価書案のものとした。

